

葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第17号

葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年葛飾区条例第 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「第21条第 2 項第 1 号」を「第22条第 2 項第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。